

監査公表第 29 号（平成 31 年 3 月 29 日、県公報第 4080 号登載）
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成 30 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成 30 年 11 月 12 日 30 監総第 525 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	江 藤 秀 之

30農政第2532号
平成31年3月7日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 江藤秀之様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	舗装復旧工事におけるガードレール設置工の変更設計において、誤った施工規模の単価を使用したため、積算過大となっていた。	設計積算に係るチェックリストについて、工事数量の確認を中心としたものに加え、資材費等基礎的単価の根拠や施工単価とその適用条件の確認等を含めたものへ全面的に見直しを行った。 また、設計積算のチェックについては、これまで副担当1名で行っていたが、副担当2名で行うこととした。 さらに、係長及び課長でチェックする範囲を分担して行う。 これらの新たなチェックリストやチェック体制について、職員に周知徹底を行い、適正な設計積算に取り組んでいる。

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	<p>舗装工事の区画線工において、誤った施工規模の単価を使用したため、積算過大となっていた。</p>	<p>設計積算に係るチェックリストについて、工事数量の確認を中心としたものに加え、資材費等基礎的単価の根拠や施工単価とその適用条件の確認等を含めたものへ全面的に見直しを行った。</p> <p>また、設計積算のチェックについては、これまで副担当1名で行っていたが、副担当2名で行うこととした。</p> <p>さらに、係長及び課長でチェックする範囲を分担して行う。</p> <p>これらの新たなチェックリストやチェック体制について、職員に周知徹底を行い、適正な設計積算に取り組んでいる。</p>